

令和 2 年 3 月 11 日

大森キャンパス・習志野キャンパス

学 生 各 位

東 邦 大 学 長  
学 部 長  
学 生 部 長  
健康推進センター長

### 学生が 37.5 度以上の発熱をした場合の対応について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を鑑み、学生の安全確保と学内外への感染被害抑止を最優先に、学生が発熱した場合の対応を当面の間、下記のとおりとします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、それに応じて対応方針も大きく変わる可能性があります。今回示している対応方針についても今後、変更の可能性がありますので、教育ポータルや Active Academy、健康推進センターホームページを毎日確認し、定期的に最新の情報を得るようにして下さい。

#### 記

#### 37.5 度以上の発熱がある場合

1. 37.5 度以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合は、大学には登校せず、自宅待機とすること。
2. 同時に、可及的速やかに健康推進センターへ電話連絡し、以下の事項について伝えること。健康推進センターの対応時間外に限り、メールでの連絡も可とするが、この場合においても症状出現後、速やかに連絡すること。メールでの連絡については健康推進センターの翌開室日にセンターから状況確認の電話をするので、必ず対応すること。

<連絡先> 大森地区 03-5763-6508 (対応時間 平日 8:45~17:00)

習志野地区 047-472-9388 (対応時間 平日 8:45~18:00

土曜 8:45~13:45)

- ・メールでの連絡先 (※上記対応時間外に限る)

大森 kenko-omori@ml.toho-u.jp 習志野 kenkokanrishitsu@jim.toho-u.ac.jp

#### <報告事項>

学籍番号、氏名、学部学科名、メールアドレス、連絡先電話番号、症状出現日、症状

3. 自宅待機中は毎日、朝晩の 2 回、体温を測定し、記録すること。(体温表(健康管理表)を教育ポータルや Active Academy、健康推進センターホームページからダウンロードのこと)

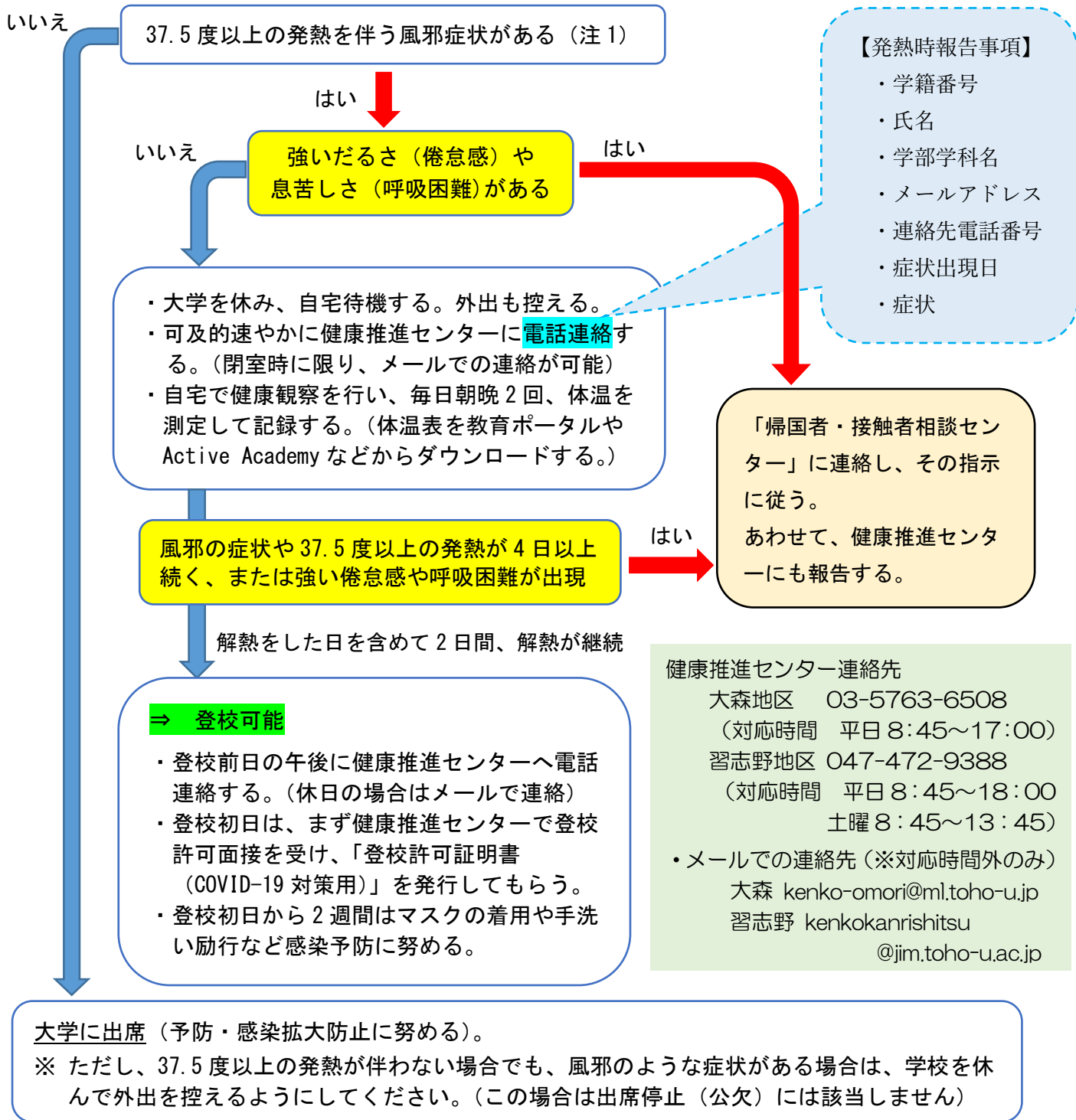
4. インフルエンザ等の心配があるとき(短時間で38度以上の発熱が起きたような場合)には、通常通り、かかりつけ医等に相談すること。インフルエンザの診断が確定した場合には、速やかに健康推進センターに報告すること。
5. 症状が4日以上続く場合(基礎疾患等のある者は2日程度)あるいは強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、電話で「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従うこと。指示された内容については健康推進センターにも報告すること。
6. 解熱した日を含めて2日間、解熱が継続すれば、登校可能とする。登校する日の前日の午後健康推進センターへ電話連絡をすること。(前日が休日の場合はメールで連絡すること。その場合は休日明けのセンター開室日の朝にセンターから電話連絡があるので、必ず電話に対応すること。) ※資料1も参考のこと。
7. 登校初日にはまず健康推進センターで登校許可面接を受け、「登校許可証明書(COVID-19対策用)」を発行してもらうこと。登校許可面接の際、体温表(健康管理表)を必ず持参すること。登校初日から2週間はマスクの着用や手洗い励行など感染予防に努めること。
8. 健康推進センターに症状の出現を連絡した日から登校許可面接を受けるまでは、「学校保健安全法第19条による出席停止」として扱う。出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行う。医学部、看護学部、健康科学部においては、出席停止となった期間に出席できなかった授業については届出により公欠扱いとするので、健康推進センターで発行された「登校許可証明書(COVID-19対策用)」を持って、所属する学部の学事課で手続きを行うこと。
9. 健康推進センターが発熱の報告を学生から受けた場合、その内容は学事課を経由して学生部長や学部長等に速やかに共有されるので、了解しておくこと。

※ 別紙1「新型コロナウイルス感染症対策のための発熱時の対応について」も必ず確認すること

以上

新型コロナウイルス感染症対策のための発熱時の学生の対応について

東 邦 大 学



注1) インフルエンザ等の心配があるとき(短時間で38度以上の発熱が起きたような場合)には、通常通り、かかりつけ医等に相談すること。

37.5度以上の発熱を伴う風邪症状により自宅待機をした場合、健康推進センターに症状の出現を連絡した日から登校許可面接を受けるまでは、「出席停止」として扱う。出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行う。医学部、看護学部、健康科学部においては、出席停止となった期間に出席できなかった授業については届出により公欠扱いとするので、「登校許可証明書」を持って所属する学部の学事課で手続きを行うこと。

※ 健康推進センターが発熱の報告を学生から受けた場合、その内容は学事課を経由して学生部長や学部長等に速やかに共有されるので、了解しておくこと。

(資料1) 37.5℃以上発熱した場合の出席停止期間

	症状報告日 (健康推進センターへ)					
	発熱した日	発熱後1日目	発熱後2日目	発熱後3日目	発熱後4日目	発熱後5日目
発熱後1日目に 解熱した場合	37.5℃以上の 発熱	解熱剤を飲まず 解熱	解熱剤を飲まず 1日中平熱 <b>センターに連絡</b>	2WIは感染予防に 努める ・マスクの着用 ・手洗い励行		
	報告後より 出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校許可面接後 登校可能</b>		
発熱後2日目に 解熱した場合	37.5℃以上の 発熱	37.5℃以上の 発熱 or 解熱剤を使用し 解熱	解熱剤を飲まず 解熱	解熱剤を飲まず 1日中平熱 <b>センターに連絡</b>	2WIは感染予防に 努める ・マスクの着用 ・手洗い励行	
	報告後より 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校許可面接後 登校可能</b>	
発熱後3日目に 解熱した場合	37.5℃以上の 発熱	37.5℃以上の 発熱 or 解熱剤を使用し 解熱	37.5℃以上の 発熱 or 解熱剤を使用し 解熱	解熱剤を飲まず 解熱	解熱剤を飲まず 1日中平熱 <b>センターに連絡</b>	2WIは感染予防に 努める ・マスクの着用 ・手洗い励行
	報告後より 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校許可面接後 登校可能</b>
連絡が土曜日 になった場合	37.5℃以上の 発熱	解熱剤を飲まず 解熱	解熱剤を飲まず 1日中平熱 <b>【土曜日】</b> <b>センターに連絡 閉室後はメールで 連絡</b>	自宅待機 <b>【日曜日】</b>	【月曜日 午前】 センターから連絡 あるまで 自宅待機  連絡後に登校し 面接	
	報告後より 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校許可面接後 登校可能</b>	